

いじめ防止基本方針

いわき市立好間第四小学校

平成25年12月1日策定

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場にたつことが必要である。

（平成25年度 文部科学大臣「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

以上の考えのもと、本校においてはすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったくかわりのない児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止に対する基本姿勢として、以下の5つをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情をはぐくむ教育活動をする。
- ③ いじめの早期発見のために、組織力を生かし様々な手立てを講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内はもちろん、地区民や各種団体、専門家と協力してあたる。
- ⑤ 学校と家庭が連携協力し、事後指導にあたる。

本校は、これらの基本姿勢のもと組織的な対応に心がける。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気作りに学校全体で取り組む。また、教師一人一人がわかる・できる授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情をはぐくむことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がしっかりと持てるように、教育活動全体を通じて指導する。そして、見てみぬふりをすることや知らん顔をすることも、傍観者としていじめに加担していることを指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気作りに努める。

学校の教育活動全体を通して、児童の人権意識を高め、いじめに対して「おかしい」「やめて」「許さない」等の態度をとる児童をたくさん育てる。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動をする。

① 授業を通して

授業では、自分の考えを堂々と述べるなど、自身を持って学習できるようにする。友だちの間違いや失敗を笑ったり、冷やかしたりする態度を見逃さず指導し、安心して自分を出し合える信頼関係をつくる。

② 道徳の時間や特別活動を通して

互いの考えの違いを認め、相手の苦しみや痛みがわかる共感的人間関係をつくる。
(思いやりや友情、協力、寛容、偏見や差別をしない、公正公平等)

学級集団での協力的な活動で、一つのことを成し遂げたり、かかわっていく中で互いのよさを見つけたりさせながら、思いやりの心と役割意識、責任感を育むとともに、集団の成長を促す。

③ 帰りの会など学級の時間を通して

帰りの会で一日を振り返り、がんばっていた友だちを発表し、全員で賞賛する。互いに認め合う雰囲気を醸成する。

④ 生徒指導・教育相談などを通して

教職員によるきめ細かな観察、面談、情報交換と併せて、いじめに関する児童アンケート（困りごと調べ）を年間3回実施し、いじめ防止と早期発見に全校体制である。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組み

(1) いじめの早期発見のために、組織力を生かし様々な手立てを講じる。

① 「すべての職員がすべての児童の担任である」という全校TTという意識を持ち、児童の様子を見守り、日常的な看護を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことを大切にする。

② おかしいと感じた児童がいる場合にはすぐに職員室の話題とし、生徒指導委員会等の場においてより多くの教職員から情報を集め、実態を正しくとらえるように心がける。

③ 心身の苦痛を感じていると思われる児童がいた場合は、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、随時、あるいは「チャレンジタイム(教育相談)」などで当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④ 年間3回の「困りごと調べ」や、その他学校生活に関するアンケートから、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ0の学校づくりを目指す。

⑤ 実践的な態度を養う道徳教育の推進を図り、心の教育をすすめる。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込まず、学校長以下すべての職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童のみの安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であることを指導する。
- ④ 学校内だけでなく地区民や各種団体、専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、担任だけでなく養護教諭、管理職などがケアにあたる。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取り組み

- ① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に伝える。
- ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「ダイヤルこだま・いわき 24」等のいじめ問題相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内の組織

① 生徒指導委員会

毎週月曜日に全教職員で児童の現状や指導についての情報交換、及び共通実践事項についての話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効あるものにするため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

状況によっては地域関係機関と連携した組織「いじめ対策委員会(仮称)」を開催し迅速な対応を行う。参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、大利区長、榊小屋区長、 民生児童委員、子ども育成会会長
